

令和4年第12回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和4年12月2日（金曜日） 14時00分～15時06分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 3番 山田 美之 4番 河野 周一 5番 吉良 勝彦
 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏 10番 小野 美智子
 11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀
 17番 茅田 寿志

欠席委員： 2番 松尾 孫重 9番 小野 隆壽 13番 塩月 吉伸

事務局： 事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 事務員 児玉 真輝

農政課： 課長補佐 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

④佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

⑤非農地証明願について

事務局長：それでは令和４年第１２回佐伯市農業委員会を開催いたします。本日の欠席委員は２番松尾孫重委員、９番小野隆壽委員、１３番塩月吉伸委員です。１０番小野美智子委員は若干遅れると聞いております。農業委員１６名中本日の会議の出席者は１２名です。よって農業委員会会議規則第６条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、３密を避けるため出席をご遠慮いただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和４年１１月１１日付けで７件、１１月２４日付けで１件許可となっていますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第４条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を７番矢野弥平委員、８番谷川享宏委員にお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の２ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第３条、件数は６件、田が２,０９９㎡、畑が８,０１６㎡、合計１０,１１５㎡。農地法第４条、件数は２件、田が１,４３９㎡、畑が５６㎡、合計１,４９５㎡。農地法第５条、件数は４件、田が１,１３４㎡、畑が１,５２２㎡、合計２,６５６㎡。総数の合計件数が１２件、合計面積が、田が４,６７２㎡、畑が９,５９４㎡、総合計面積が１４,２６６㎡。以上を提案いたします。審議の程お願いいたします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第３６号農地法第３条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは３ページの３条の１番より事務局説明をお願いいたします。なお、本日は担当推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。３条の１番について説明します。住宅地図の冊子１ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域外の農地です。譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と父、母の３人で行うとのことです。農地取得後は果樹を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は９.１５ａとなり、農用地区域外農地の下限面積０.１ａ以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは３条の１番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは３条の１番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして３条の２番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子２ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農地取得後は米を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 36.06 a となり、弥生地域の下限面積 30 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは３条の２番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは３条の２番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして３条の３番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子３ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で米や野菜等を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。譲受人は当該農地で営農型太陽光発電で薬草を栽培しており、農地取得後も引き続き薬草を栽培します。これまでは利用権設定で農地を借りて営農していましたが、今回売買の話がまとまり購入することとなりました。譲受人は久留米市に所有農地があり、久留米市農業委員会からの耕作証明書が添付されております。取得後の耕作面積は 244.53 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。また、九州農政局から県をまたぐ認定農業者に認定されていることを申し添えます。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは３条の３番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは３条の３番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして３条４番

について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 4 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。手作業で営農するため、農機具は必要ありません。農業は譲受人 1 人で行うとのことです。農地取得後は花木、果樹、野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 4.77 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 4 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条 5 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 5 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 49.26 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより意見をいただいておりますので、読み上げたいと思います。まず 1 点目。譲受人またはその世帯員が権利を有している農地及び許可申請に係る農地の全てについて効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうかにつきまして、譲受人は 77 歳で福祉施設のオーナーであり、また、家族も農作業の実態もみられず、農地の全てについて効率的に利用して耕作を行うと思われないとの意見をいただいております。2 点目。譲受人またはその世帯員が農地の権利取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについて、今後も家族での労働状況は現在の実態から変わるとは思われないとの意見をいただいております。3 点目。農地の権利取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置、規模からみて農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないかどうかについて、申請地周辺の耕地の状況は基盤整備地区ではないが、数名の耕作者で主体的に水稻の耕作を続けており、その耕作者に農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が出ないか心配であるとの意見をいただいております。4 点目。その他の意見としまして、当地区は農道、用水、排水等の整備が遅れ、地元耕作者が熱心に耕作しており、他地区の耕作者が耕地として利用するのは疑問を感じる、と以上 4 点の意見をいただいております。この意見について事務局が再度聞き取りを行ったところ、申請者もこの面積を一遍に作付けするのは厳しいかもしれないが、少しずつ作付けしていく予定であるという回答をいただいております。また、ここは農地が荒れていたんで

すが、このスクリーンの状況のように現況に近い状況まで復帰させていることから作付けしていく意思はあるというふうに考えております。推進委員さんから貴重な意見をいただいておりますが、事務局としましては許可すべき案件であるというふうに考えております。

議 長：事務局からの説明、そして担当する推進委員から本案件に対して一部危惧する意見がございました。それでは3条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。はい、矢野委員。

7 番委員：今事務局及び地元推進委員の意見を聞きましたけど、自分としては推進委員がこれだけ難しいと言っているのにどうしたらいいのかなと。許可すれば推進委員さんの立場というか、意見というものがなくなってしまうのかなと。事務局は大丈夫だと言っていて皆さんも迷っていると思うんですけど、ちょっとその辺が心配になっております。いろんな問題が出たときに、結局推進委員は何を言ってもだめじゃないかという意見が出るのが今から先こわいかなと思いますので、私も皆さんのご意見を聞きたいなと思っております。我々も推進委員がいいならいいかという気持ちでやってきたものですから。やっぱ推進委員さんの意見をある程度大事にしないといけないし、もう一度そのところをゆっくり話していただいて、今日結果を出さなくても話してもらって、ある程度の推進委員も納得していただかないと我々と推進委員の繋がりというものが若干離れていくのかなという感じを心配しています。

議 長：矢野委員から推進委員の立場も考えていかないと、という話がありましたけども、他にありませんか。はい、波戸崎委員。

6 番委員：推進委員の意見を聞いていると、多分他の管理している農地のありようを鑑みてそういう意見をされているのかなと推測したんですけど、他の農地はどのようなかたちで耕作されているのでしょうか。

事務局：聞き取りを行いましたところ、全部が全部作付けできているわけではないという話ではあったんですが、草刈りをしたり定期的な管理はしているとのことです。

議 長：はい、田原委員。

16 番委員：私は農事組合法人王冠の代表をしていますが、山崎さんの田んぼとかを2,3筆預かっております。以前は自分で耕作していたんですけど、施設をやりだしてちょっと時間がないとかいうことで、田んぼはもう私どもが預かってやっています。あと畑もあるんですけど、ちゃんと伐採しているようです。やる意思はあるみたいなんですけどね。

議 長：事務局は何かありますか。今質問の中で事務局と推進委員の関係について危惧するっていう話が7番矢野委員からあったと思うんですけど、3条担当者、それについての意見はいかがでしょうか。

事務局：推進委員さんからはこのように貴重な意見はいただいているのですが、事務局としましては3条の許可要件に照らし合わせながら聞き取りを行ったところ、許可すべき案件ではないかというふうに考えております。

事務局長：補足をします。事務局が許可するべきとかいうようなところは一旦置いてですね、今回私が現地確認を行ったところの案件で、宮脇会長と松尾委員が現地確認の当番の案件でありました。推進委員さんもその日来てここについての話をしました。この案件以外に他の案件のところでも色々な思いがあったりして、会長も含めて一緒に聞きました。うちがその場でお答えしたのは農業委員会に委ねられているっていうのはあくまでも推進委員の考えとか思いではなく冷静に第三者の機関としてこの案件はどう判断するべきなのかということです。農業委員会の判断の基準には決まりがありまして、まず下限面積の決まりがあって、それと本当に農業をできる環境にあるのか、道具が揃っているのか、そういったことを確かめた上で判断をさせてもらいますという説明はしました。ただ、それで推進委員の意見を受けて、事務局側で再度譲受人に聞き取りをしたところ、伐採も自分たちでやって、一遍に全部はできないにしても自分たちの持っている農機具で野菜を作付けしていくということでした。どうしてもできないところは地元の農業者に委託してやっていきたいと思うということでした。で、うちがここで判断するところっていうのは、下限面積については確かにありますよと。道具については軽トラと草刈機と耕運機。耕運機っていったらどんなものか聞いたところ、家庭で使うような小さいものでありますので、面積が大体6,7畝ぐらいあるところなんですけど、それを一遍にやるっていうことは非常に厳しいなとは思っています。ただ、部分的に野菜を植えていくのはできる状態ではありますし、下の写真を見ていただくと荒れていて本来は非農地であってもおかしくないようなところなんですけど、ここまで伐採して作付けできる状況になっているという状況を含めてみてもらい、皆さんに判断を仰ぐというのが本来の農業委員会のあるべき審議の仕方かなと思っています。ただ、推進委員っていうのはやっぱり農家の人となりなどを知っていますので、実際のところその人が動けるのか動けないのかとかそういったことについては意見として当然いただく必要があるのかなと思っています。

議長：事務局から説明がありました。はい、三又委員。

14番委員：こういう案件はもうずっと前から何件もあって、申請者が農業するという意向で出してきた場合は疑うようなことは言えないと思います。それをもう信じるしかないし、指導をするようなことも農業委員会は言えない。こういう話をこれがだめとか言いだすと、今までもいろんな申請があって信じて許可してきたわけですから、荒廃していたのをここまでしたというのにも信じていかないと。ここは裁判の場所ではありませんので、私はいいかと思います。

事務局：後のことはなかなか難しいと言えれば確かにそうなんですけど、どういう結果になってもずっと注視しないといけない所だと思っています。周りが田んぼだから周りに迷惑がかかるようなことはいけませんので、注視をして行っていくように推進委員さんにもお願いするし、特に地元農業委員さん含めて注意しながら見守っていかなといけません。それが農業委員会が許可を出すところの役割の1つでもあると思っています。

議 長：先ほど矢野委員さんから推進委員さんが反対意見だからそれを問うのはいかがなものかという話があったんですけども、過去にも推進委員さん個人は反対しているけども、委員会全体の声、皆さんの多数決で決まっていくわけですから、あまり気にしなくてもいいんじゃないかなと思っています。三又委員からは、譲受人が農業をやるということであればこれまでもずっとその案件を許可してきた経過があるので反対するわけにいかないという意見ですが、やっぱりこういう案件ですから皆さんの意見を多く出してもらって、その上で皆さんに判断してもらおうというかたちがいいのかなと思ってお聞きしているところです。他にどなたかございますか。はい、山田委員。

3 番委員：会長が現地確認を行ったとのことですが、中立な立場として現場を見た感想を教えてください。

1 番委員：状況は綺麗とは言いがたいですけど、ある程度すでに伐採をしています。ただ、ここは荒廃地だった関係で樹木が大きくなっていて、切っているのは切っているけども株は残っています。これ取り除くとなると重機が必要だと思います。しかし、本人としてはこの一筆全体を一遍に野菜を作るわけではなく、畑を部分的に作るようにして活用したいという考えですから、これはもう許可せざるを得ないかと私自身は判断したところです。

3 番委員：ありがとうございました。

議 長：他に意見がなければここで取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 5 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 6 番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子 6 ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で野菜や造園業を営んでいるため造園に使用する庭木を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農地取得後は造園に使用する庭木を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は 35.79 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 6 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 6 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第 3 条の 6 件の審議を終わります。続きまして 4 ページの議案第 37 号、農地法第 4 条の規定による

許可申請についてを議案審議いたします。4条の1番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の1番について説明いたします。お配りしている地図の7ページをご覧ください。申請地は、農業振興地域内にある農用地域内農地の田です。農地造成としての用途による申請です。申請地は隣接する田の高さより低いため、同じ高さまでかさ上げを行い畑として利用する計画です。造成後は農業用ビニールハウスの建設を行い、ピーマンを作付けする計画です。申請地では0.6mのかさ上げを行いますが、隣接河川及び水路に対しては1mの間隔を空けて安定勾配で盛土を行い、隣接農地とは同じ高さで盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)ーアー(イ)ーcー(a)、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するものに該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。(ありません、の声あり)ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。(挙手全員)全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして4条2番について事務局説明をお願いします。

事務局：4条の2番について説明いたします。お配りしている地図の8ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。申請人の自宅敷地には建物が込み合って建っているため庭及び駐車スペースが少なく、今後主に駐車場以外の庭スペースとして利用する予定です。そのため自宅近くの市道に隣接した申請地を個人用及び来客用、子ども用として利用する計画です。なお、住宅敷地には蔵、倉庫がありましたが、取り壊し後の跡地には新たに倉庫を建築する予定です。申請地では個人用1台、来客用1台、計2台分の駐車スペースを設けます。造成工事については整地後、砂利敷きを行いますが、周囲の境界には擁壁があるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)ーカー(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは4条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。はい、山田委員。

3番委員：ちょっとお尋ねをしたいんですけども、写真を見ると電柱や電線が農地のところに結構あるんですが駐車スペースとしては問題なさそうなんですか。もしかしたら駐車場にする

ときに移動するっていうところまで実際に申請書に添付されているのかどうかっていうところもあわせてお聞きしたいと思います。

事務局：駐車する台数は2台ということで駐車場の利用計画図をいただいているんですけども、電柱はそのままで、電柱の左側に軽トラック、乗用車、計2台の駐車スペースができるということです。電柱の支線は別の支障のない場所に移動するということは確認をとっております。

議長：他にございませんか。（ありません、の声あり）ないようにございますので取りまとめたいと思います。4条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。これで農地法第4条の2件の審議を終わります。続きまして5ページの議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の1番について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の畑です。宅地分譲用地としての用途による申請です。譲受人が5区画分の分譲地を造成します。なお、申請地の一部は農業用の倉庫が設置されていますが、農業用施設に供する面積が2a未満として転用届出が提出されています。申請地では5区画分の分譲地を造成します。造成工事は盛土を行いますが、コンクリートブロック擁壁を設置するため土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)-エー(イ)、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができると該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。それでは5条の2番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の2番について説明いたします。地図の10ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。宅地造成用土砂仮置場用地、農地の一時的な利用としての用途による申請です。借人は自社施工で宅地造成工事を行う予定であり、盛土用の土砂は公共工事で発生した建設発生土を使用し、大型トラックで運搬する必要がありますが、搬入経路の道幅が狭いため、申請地を土砂の仮置場として利用し、小型トラックに載せ換え運搬する計画です。また、申請地は宅地造成工事箇所近く、県道にも接しており利便性がよいとため申請農地を選択しました。なお、申請地の一部（中央部分）は農作業用機械等の通行路として利用されています。申請地では土砂の仮置き後随時小型トラックで運搬し、土砂の仮置きの高さは低いため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われま

す。また、雨水は自然浸透します。なお、県道から申請地への進入口、水路上には鉄板を敷く予定です。高畠井堰土地改良区から農地一時利用、土砂仮置きに伴う水路横断について、協議が調い、承諾書が添付されています。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんからは、水路の破損の場合の責任の話し合いもされており、特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。それでは5条の3番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：5条の3番について説明いたします。地図の11ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑と田です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は子どもが成長し借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造二階建、建築面積55.48㎡の住宅を建築します。造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、污水处理、生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は道路側溝に放流します。なお、雨水は自然流下します。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)ーカー(イ)、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。それでは5条の4番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：5条の4番について説明いたします。地図の12ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は結婚して家族が増えたことにより借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造二階建、建築面積104.34㎡の住宅を建築します。造成工事は隣接市道からの進入箇所の切土を行いますが、擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、污水处理及び生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流します。水利権はありません。許可基準は第2種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さん

より特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可相当とします。これで農地法第5条の4件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第36号農地法第3条の6件につきましては許可したいと思います。議案第37号農地法第4条の2件、議案第38号農地法第5条の4件につきましては本委員会としては許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。それではここで一旦休憩といたします。

（休憩）

議 長：それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案①農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

農 政 課：農政課木本です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は全33件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間1年が1筆で698㎡、契約期間5年が17筆で19,250㎡、契約期間6年が1筆で2,462㎡、契約期間10年が3筆で2,795㎡、契約期間20年が11筆で8,907㎡。これらを合計すると全33筆で34,112㎡となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業を通しておりますので、後程、農用地利用配分計画（案）にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）についてを取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について（お願い）ということで農政課をお願いします。

農 政 課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくをお願いいたします。また、今回

の利用権設定用紙の提出締切りは12月15日（木曜日）といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしく申し上げます。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。

議長：今月の締め切りは12月15日となっております。利用権設定の新規掘り起こしについて、皆さんの協力をお願いいたします。続きまして③農用地利用配分計画（案）について農政課より説明をお願いします。

農政課：農政課の首藤です。お手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。2枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和5年2月1日開始分58件と、過年度、契約分に関する変更についての24件になります。内訳としまして、契約期間5年のもの、契約で登記地目が田、2筆2,342㎡、契約更新で登記地目が田、11筆13,413㎡。契約期間20年のもの、新規で登記地目が田、11筆8,907㎡。以上合計24筆、面積が24,662㎡となっています。詳細につきましては農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長：ただいま農政課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意見等がございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画（案）について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、農用地利用配分計画（案）についての意見は特になしということとします。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17番委員：以上をもちまして、令和4年第12回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。

（15時06分閉会）